

中小企業者に関する 国等の契約の方針を閣議決定！

官公需法における中小企業者へ受注機会をできるだけ多く与えるために、平成24年度における国等の契約の方針が閣議決定されました。

平成24年度の中小企業向け契約目標額は、より一層中小企業への配慮を推し進める観点から、官公需総額6兆8,052億円のうち、約3兆8,312億円（前年比約397億円増）とし、目標率については過去最高の56.3%とした。

平成23年度の中小企業向け契約実績は、東日本大震災の復旧・復興事業において中小企業の積極的な活用を図ったこともあり、前年度比約3,991億円増の約3兆6,256億円となった（前年度比約12.4%増）。

また、中小・小規模企業の活用を一層進めるため、今年度は、小規模企業の特性を踏まえた評価や元請け事業者が外注する際の中小企業者の評価・活用の配慮措置等を新たに講じている。

中小企業者の受注機会の増大のため新たに講じる主な措置

1. 中小企業者の特性を踏まえた配慮措置
 - ・小規模企業の特性を踏まえた迅速性等の評価
2. 元請事業者が外注する際の地域中小企業者への配慮措置国等が以下について、広く周知を図る。
 - ・地域の中小企業者の評価・活用及び適切な人件費等確保
 - ・外注する際の書面による諸経費の明確化
3. 東日本大震災の被災地域等における中小企業者に対する配慮措置
 - ・がれき処理等の役務における地域の中小企業者への評価・活用
 - ・役務及び工事等における実勢価格を踏まえた適切な予定価格の作成
4. ダンピング防止対策
 - ・ダンピング防止についての周知
 - ・人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底
5. その他
 - ・知的財産権の取扱いの書面による明確化

官公需適格組合活用例

相模原事務用品協同組合(物品) 神奈川県相模原市中央区 3-12-3 TEL.042-750-2838

発注側は、アフターフォローの利便性などを総合的に評価して本組合に発注しており、仕事の多くは少額の随意契約が主となっている。その期待に応えるため、日ごろから地元業者として行政庁への協力を惜しまないようにしている。

地域の事業者として地元の発展に貢献するために、市のイベントなどにも積極的に協力するよう普及活動を展開しており、地元の中小企業者と市民をつなぐ架け橋として適格組合が活躍できることを確認し合っている。

滋賀県広告美術協同組合(役務) 滋賀県大津市浜町 9-30 TEL.077-525-8373

組合が行う選挙掲示板設置は、地元の利を活かした提案により信頼を得ている。

現在使用している看板は、家電製品などの廃プラスチックを再利用し発泡、軽量化したボードであり、使用した選挙ポスター掲示板が100%リサイクル処理できることから、選挙におけるゴミの減量につながっている。こうした環境への配慮が各市で評価され、受注につながっている。

お問合せ先 | 経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 TEL.03-3501-1669
ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>